

第4回 RD 最終処分場問題行政対応検証委員会 概要（確定）

日 時	平成19年6月25日（月） 17:00～19:00
場 所	滋賀県庁東館大会議室（7階）
出席者	委員：池田委員、木邊委員、宮本委員、渡部委員 事務局：山脇総務課長、菊井参事、平井副参事、林野主任主事 説明員：上田最終処分場特別対策室長、花本副参事
傍聴者	12名
次 第	1 開 会 2 議 事 （1）住民ヒアリング結果の論点整理について （2）今後の予定 3 閉 会
議事概要	<p>【 住民ヒアリング結果の論点整理について】</p> <p>「住民ヒアリング聴取事項」（資料1）および「住民ヒアリングに係る主な論点の整理」（資料2）により、事務局から説明。 質疑および主な意見</p> <p>（宮本委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論点の整理と住民ヒアリングの聴取事項は、別々の資料で整理をしているが、住民ヒアリングの聴取事項も、住民に対する対応、業者に対する対応というように分けられるとわかりづらいので、もとの時系列での整理の方が抜けがないかはっきりする。 <p>（池田委員長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県の検証委員会の報告書を見ていると、総合的な検証項目と、個別的な検証項目を分けていたように思うが、総合的と個別的というのは、どのような分け方をしていたのか。 <p>（宮本委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的というのは、むしろ組織全体のあり方である。意思決定システムとか、住民に対する一般的な対応マニュアル、そういうレベルの話で、個別の論点は、ある時点でこの条項を発動すべきであったかとか、そういう論点を別途分けている。 ・第1回の「最終処分場問題の経過概要について」という資料の後ろに時系列の表があるが、宮城県の場合にはこれをもっと大きな表にして、横軸は住民に対する対応、業者に対する指導対応をとって、それが全部時系列になっている表をつくって、みんなで議論をしてその項目を整理していった。 <p>（池田委員長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の住民ヒアリングの意見として、県の対策委員会が挙がっているが、最初に我々が検証の範囲を議論したときに、検証はRD社が消滅した時点までということを一応の目安とするとしていた。 <p>（渡部委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回の「最終処分場問題の経過概要について」の資料に添付していた、「RD問題に係る住民団体等の苦情・要望・質問等について」

が基礎的な資料としては一番わかりやすい。これを住民からのヒアリング聴取事項とも重ね合わせて、時系列の詳細なものができたうえでの論点整理がよいと思う。当然、ヒアリングの聴取内容でも論点が抜け落ちているものが相当あると思うし、それを検証する意味でも、時系列表の詳しいものと、行政がそれを苦情として受け取ったのかどうかなど、関係資料との突き合わせをしたうえでの論点整理がよい。

(事務局)

- ・宮本委員、渡部委員から指摘のあった点は、「住民団体等からの苦情・要望等およびその対応について」という資料を前回出しており、基本的にはこの内容と思っているが、それと、住民団体の方々からのヒアリング内容について、一緒に突き合わせて見ていただく必要がある。両委員の意見については、以上のような資料で一応フォローできるので、これを見やすくもう一度整理をさせていただきたい。

(委員長)

- ・前回のヒアリングは長い時間ではなく、すべての指摘があったとも思えないので、詳細な時系列の表と突き合わせるといような形で、ヒアリングでは必ずしも取り上げられなかったものも拾い上げる必要性がある。

(宮本委員)

- ・住民団体から出てきた資料と県庁からの資料との突き合わせを私自身やっているが、検証委員会の委員としては、それが第三者から見て、我々が作業をしたと納得いただける形で残しておきたい。

(池田委員長)

- ・論点の整理は、住民の意見がどんなものかわかりやすくするという効果はあると思うが、あわせて、今度、職員からの意見聴取の際にも役立つ。その際に、それに基づいて我々の方から尋ねると、その対応について、どうあったかということが説明しやすくなるという効果もあると思う。

(宮本委員)

- ・主な論点の整理の項目として、網羅的ではないが、必要だと思うのは3つぐらいある。1つは住民から苦情が出たときに、どの段階で、どういう対応をするかということが、現場の職員に任されていると職員により対応がまちまちであるから、その部分についてどういうマニュアル化がされていたのか。どこまでいくと法的発動をするとか、どの段階から、保健所が自分で対応せずに、本庁に情報を上げるとか、そういうマニュアル化が働いていたのかということである。
- ・2つ目は、業者に対して指導しているが、この点について何らかの基準を持って臨んでいたのか。なかったのか。どの段階で、どういうものをつくるようにしたのかということについては、住民からのヒアリングだけでは出てこないから必要であると思う。
- ・3つ目は、職員の能力をどのぐらい重視していたのか。技術的な側面がわかる職員がいつも配属されていたのか、それとも職員がちゃんと研修を受ける仕組みになっていたのかどうかということも必要かと思

われる。

(委員長)

- ・「住民への現場対応」というのが論点項目として挙がっており、そこには住民意見が記載されてなかったが、どういうことを項目として挙げるのか。

(事務局)

- ・1回目の委員会で検討いただいた検証のポイントの1つとして、「住民等への対応」については、「住民への現場対応」は適切であったかということも挙げているが、現地説明会というようなものになるのか、あるいは、事業者が是正行為をするときに、住民と一緒に現場を監視するといったところが、現場対応なのかなと思っている。
- ・住民ヒアリングでも、若干それに関わるようなこともあったかと思うが、関係している他の側面で整理をしており、ずばり該当するというものがなかったので、ここには住民意見が反映されていない。

(池田委員長)

- ・住民からの情報の提供に対する対応とか、苦情・要望に対する対応、現場対応ということは、大きな論点で検証の必要性がある。
- ・次の大きな柱が、廃棄物処理法に基づく権限の適正行使ということで、これは結局、県の業者に対する対応ということがここにリンクする。RD問題については、廃棄物処理法が大きく関係しているが、ほかの法律への対応は、特に意識する必要はないのか。

(説明員)

- ・仕事をしている中では、廃棄物処理法が第一である。その次には、行政手続の面では行政手続法がある。それから、廃棄物処理法の中に基準があるが、平成15年にできた土壤汚染対策法は、その基準がどうなっているか大きく気にしている法律である。

(宮本委員)

- ・水質汚濁防止法と悪臭防止法というのは大丈夫か。悪臭防止法はわかりづらいので、これでアウトとなかなか言えない法律であるが、水質基準の方は何かあるようであるが。

(説明員)

- ・処分場内の浸透水の基準も地下水基準も廃棄物処理法の中にある。それだけでは、例えば含有等で不足の部分があるので、これまでは土壤汚染対策法で示されているような基準も、法的には別の問題であるが、土壤全体の基準の中で行政指導という形でやってきている。

(渡部委員)

- ・論点の整理については、その許認可をいつ、どのようなことをしたか、措置命令や行政指導をいつしたかという、確定できる客観的事実あるいは客観的な日時から、それが不十分だったか、遅過ぎたかを検証するのが目的だと思う。
- ・もう1つの目的は、その前に情報を何らかの立入検査で検証すべきであったかどうかということになると思う。その前提として知りたいのは、県がいつごろ、どういう情報を入手していたかということで、あ

る程度住民からのものについては、いつごろ、どういう要望書が来て、どういう認識をしていたかというのはわかってきたが、まだ住民側の意見と食い違っている部分もあるので、もし具体的に、いつごろ、どういうことを認識していたということが、先ほどの時系列でわかっていけば、なお論点が整理しやすいと思っている。その時系列の中で、県の方がいつごろ、どのレベルで認識していたかというあたりまで入れていただければ一番ありがたい。

(事務局)

・書類が残っていると、その辺は確認ができるが、最終処分対策室の方から大分書類も出してもらっているの、それをまず中心に見たうえで、不足する部分はまた当時の職員のヒアリングであるとかでフォローしていく必要があると思う。

(池田委員長)

・この廃棄物処理法に基づく権限の適正行使が挙がっているが、そういう問題を予防するとか防止するとかという権限が与えられていたわけだから、それがどう行使されているかということの検証は、3つの柱の中でもやっぱり一番重要だということになる。

(宮本委員)

・平成2年から平成18年の要望書、回答書、その他の記録というのは、すべての記録という理解でよいか。最初のころの平成3年とか4年とかは、保健所の作業簿とか、執務日誌のようなものがいっぱい出ており、現場の職員がどう思っていたとか、どこまでわかっていたかというのはわかるが、後になると、住民団体からの公式な要請書や質問書に対する対応という、公式なやりとりになっている。そうすると、現場はどう思っていたのか、どこまで情報を持っていたのかというのはわからなくなって、何となく資料の出方が、前半は本当の内部資料が出ているのに、後半は公式資料だけが列挙されているような感じがするが、そここのところは大丈夫か。

(事務局)

・現在残っている資料を時系列に出してもらっているの、基本的には漏れはないというように考えている。ただ、その時点、時点によって、対応の仕方が変わっているのかなという感じもする。

(池田委員長)

・「是正工事の適切な実施」、「住民への説明責任」というのが挙がっているが、最初に申し合わせたこととの関係からいうと、RD社の自己破産の申し立ての時期までを検証の対象とするのが妥当だという話だったわけだが、それ以後のことが随分書かれている。それ以後のことについて触れたらいけないというわけではないと思うが、今、特に二本立てになっている県の対策委員会の調査とか試験の方法とかということについて、我々が検証の対象にするというのはちょっとなじまな気がする。

・この必要な調査の実施というのは、そこには平成12年12月ということであるが、もっと以前にいろいろなRD問題の究明の適切な対応

ということの必要な事項はあったのではないか。もう少し以前の時点において、何か県がなすべき対応というのは、ヒアリングでももっと以前に、平成3年、5年、10年、11年にあるわけで、そういうことをここで取り上げる必要があるように思う。

- ・住民への説明責任ということが挙がっていて当然だと思うが、その説明責任という意味では、問題が発生した当初からそれはつきまといたと考えるべきではないか。いわゆる行政が守るべき法規範ということで法の一般原則であるわけだが、その法の一般原則的なものの一環として、現在はそういう説明責任というのが行政の対応に関わる一般原則の一端を占めるという考え方が強くなっており、それはしっかりとらえていく必要がある。
- ・論点の整理ということについては、いろいろと意見をいただいたので、そういうものをまとめて資料2の住民ヒアリングに係る主な論点の整理というものを生かして、とりまとめ、整理していくということにしたい。

【 今後の予定】

事務局から、次回は住民ヒアリングで指摘があった事項に対する最終処分場特別対策室の説明を受けたい旨およびもう少し論点の検討をお願いしたい旨を説明。

委員協議の結果、次のとおり決定された。

次回は書面および口頭で最終処分場特別対策室の見解を求め、それを議論の対象とし、次々回の県職員のヒアリングの人選を行うこととする。

次々回は次回の県側の見解を受けて、当時の県職員のヒアリングを行うこととする。

主な意見

(宮本委員)

- ・次回、後半部分で、ヒアリングの人選を事務局に任せるのか、それとも完全に非公開で選定について我々も関与しながら決めるのかということがある。私は非公開でもよいと思っている。